平成２２年（フ）第７００号
岡山市南区大福712番地３　メイプルタウン大福Ｄ―202号
債務者　中村　里香（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７７号
青森市小柳１丁目12番18号
債務者　住栄　純一
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
青森市小柳１丁目12番18号
債務者　住栄　擁子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
青森県むつ市柳町４丁目７番24号
債務者　小笠原祐也
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
岡山県久米郡美咲町錦織229番地
債務者　松岡　正博
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１５４号
岡山県久米郡美咲町錦織229番地
債務者　松岡　敦子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２８９号
長崎県北松浦郡佐々町中川原免６番地17、旧住所長崎県北松浦郡佐々町羽須和免621番地
債務者　永田　隆春
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
長崎県北松浦郡佐々町中川原免６番地17、旧住所長崎県北松浦郡佐々町羽須和免621番地
債務者　永田アサエ
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
長崎県佐世保市須佐町14番８号　山口アパート、旧住所広島県三原市八坂町224番地
債務者　津島　満義
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
長崎県佐世保市祇園町９番２号
債務者　池田八重子（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３３６号
東京都多摩市連光寺６丁目28番地の９
債務者　武山　　勲（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５９号
北海道帯広市西25条南２丁目19番地１
債務者　遠藤　三麿
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１１２１号
東京都立川市柴崎町４丁目17番20号第１清雅荘102号
債務者　柳田　昭和
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３６６号
東京都小金井市東町２丁目４番２―403号都営東町アパート
債務者　小倉堅四郎
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３７４号
東京都日野市程久保２丁目24番地の27
債務者　小川　　恵
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４０３号
東京都町田市金森１丁目18番10号
債務者　廣橋　雄太
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部